

## 適正規模・適正配置の方策の整理について

### 1 適正規模・適正配置の方策に係る前提条件の整理について

学校の適正規模・適正配置の方策を審議する上で前提となる基本的な考え方を整理する。

#### ・ 学校の適正規模・適正配置の基準について

学校の適正規模・適正配置の方策に当たっては、これまで本委員会で審議してきた適正規模（望ましい学級規模の範囲）及び適正配置（通学時間の上限）を前提とし、検討を行う。

#### ・ 通学区域制度について

学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と定められており、本市では「厚木市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則」（[参考資料5](#)参照）を制定し、通学区域を定め、就学すべき学校を指定している。

本市では、これまで「通学区域制度は、義務教育における適正な規模の学校と教育内容を保障し、これにより教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。また、学校は、地域コミュニティの場としての役割も高く、児童・生徒が自分たちの生活圏の中で成長していくことが重要であることから、住所により就学する学校を指定する通学区域制度を基本とする。」という考え方に基づき通学区域を定めており、現状においても、この考え方に妥当性があるものと考えられることから、この制度を維持するものとする。

#### ・ 1中学校・2小学校の原則について

本市では、これまで教育上の活力や発展性を考慮し、「中学校の通学区域は、二つの小学校の通学区域で構成することを原則とする。ただし、学校規模等を勘案の上、通学区域を設定する。」としている。今後についても、教育上の活力や発展性を考慮し、この原則を維持しつつ、中学校において適正な学校規模を確保することを前提に、1中学校・1小学校の通学区域の構成等も認めるものとする。

※現在の中学校・小学校・公民館の区域一覧については[参考資料6](#)参照

2 適正規模の方策整理（案）について

学校規模の適正化の方策（案）として次のものが挙げられる。 ※方策（案）は、本市のこれまでの方策及び他自治体の事例等を参考に作成

・[○]は「該当」、[△]は「一定程度該当」する考えられる項目を選択している

No	方策	内容	効果やメリット			課題や留意すべき事項							
			地域を分断することなく学校規模を調整することができる	対象校の学校規模を調整することができる	児童・生徒が学校を選択することができる	就学している学校の変更等により児童・生徒や保護者に負担が発生する可能性がある	通学距離・時間が長くなる児童・生徒が発生する可能性がある	小規模校・大規模校同士が隣接しているケースには適さない	地域コミュニティと学校との関係や連携が希薄化する可能性がある	地域コミュニティへの影響（地域の分割・分断）	地域コミュニティへの影響（廃校となる地域の活力の減少等）	制度の利用状況により、規模適正化の効果が小さくなる可能性がある	学校用地取得や学校施設整備が必要となる
1	通学区域の変更	通学区域を変更		○		○	△	○		○			
2	学校の統廃合	既存学校用地の活用	既に学校が設置されている用地を活用して、複数校を統合	○	○		○	○			○		
3		新規用地の確保	新たに用地を確保し、複数校を統合	○	○		○	△			△		○
4		通学区域分割	3校以上の統合予定校のうち、1校を分割し、他の学校に統合	△	○		○	○			○	○	
5	通学区域制度の弾力的運用	住居から1km以内の学校の選択	大規模状態にある学校の通学区域に居住する方について、他の学校が住居からおおむね1km以内にある場合、当該学校への就学を認める		△	○				○	△		○
6		小規模特認校制度	通学区域に関係なく、特定の小規模校への就学を認める		△	○		△		○			○
7	学校の新設	既存の通学区域を分割して新しい学校を設置		○		○					△		○
8	校舎の増改築	児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施	・地域を分断することなく、大規模校のデメリットの一部を解消できる				・学校規模のデメリットの一部解消にはつながるが、その他のデメリット等（「児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい」「教職員のマネジメント等が難しくなりやすい」）は解消されない						

※「市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」で定める「隣接区域への中学校選択制」については、制度の本来の趣旨が学校規模の適正化と異なるため、学校規模の適正化と関連する方策として位置付け、適正化の方策としては位置付けないものとする。

【審議の論点(案)】

- 適正規模・適正配置の方策に係る前提条件の整理内容は妥当か。
- 適正規模の方策の種類、効果や課題等の整理内容は妥当か。（追加すべき方策や考慮すべき内容等がないかなど）
- 「学校の統廃合」について、今後、採用を検討すべき方策として位置付けるべきか。

3 適正配置の方策（通学負担支援策等）整理（案）について

※第6回会議で審議